

## 1-6 日本森林学会学会誌等刊行規則

(目的)

第1条 この規則は、日本森林学会定款第4条第2号に規定する学会誌及び学術図書の刊行に関する事項を定める。

(学会誌の種類)

第2条 本会の学会誌は、次の3種とする。

(1) 日本森林学会誌(略称、日林誌、ISSN:1349-8509)

(2) Journal of Forest Research(略称、JFR、ISSN:1341-6979)

(3) 森林科学(ISSN:0917-1908)

(日林誌)

第3条 日林誌は、年6回発行するものとし、日本語で書かれた森林・林業に関する学術論文のほか、本会記事、会務公告、その他日林誌編集委員会が適当と認めた事項を掲載する。

(JFR)

第4条 JFRは、年6回発行するものとし、英文で書かれた森林・林業に関する学術論文のほか、JFR編集委員会が適当と認めた事項を掲載する。

(森林科学)

第5条 森林科学は、年3回発行するものとし、森林科学の成果を普及する一般向け刊行物として、森林科学編集委員会が適当と認めた事項を掲載する。

(配布)

第6条 学会誌の配布は、会員規則に定める。

2 学会誌の巻号ごとの配布、別刷及び送付の価格、並びに広告掲載料金は、理事会で別に定める。

(編集委員会)

第7条 学会誌の編集・刊行は、定款第61条第2号から第4号に定める編集委員会(以下、委員会という。)が行う。

(編集委員会の組織)

第8条 それぞれの委員会の委員長は、それぞれの編集担当理事とし、委員会を統括する。

2 委員会には、それぞれ専門分野に応じて委員若干名を置くほか、編集主事2名以内を置く。

3 JFRの編集委員には、国際性を高めるため、外国人研究者を含める。

(編集委員会の職務)

第9条 委員会は、学会誌の内容及び体裁、投稿規定及び執筆要領の設定並びに改正、投稿原稿の採否、審査、原稿の依頼等、学会誌の編集及び発行に関する事務の運営にあたる。

2 委員会における審査の過程は、これを非公開とする。

3 編集委員会は、委員会の決議により特集記事を組むことができる。

(編集会議)

第10条 委員会は、年1回以上編集会議を開催し、原稿の審査状況及び会誌の発行状況を報告するとともに、編集委員会の任務に関わる重要事項を審議し決定する。

2 委員会は、電磁的方法による編集会議を設けることができる。

(学会誌への投稿)

第11条 学会誌への投稿は、別に定める投稿規定及び執筆要領に従わなければならない。

2 JFRへの投稿は、学会会員に限定せず、外国を含めた

一般からのものも受け入れる。

(日本森林学会大会学術講演集)

第12条 学会は、学術大会における成果を公開する目的で、日本森林学会大会学術講演集(ISSN:1349-8517 以下、講演集という。)を刊行する。

2 講演集の編集は、学会誌の例に準じて、当該大会の大会運営委員会が行う。

(電子アーカイブ)

第13条 日林誌、森林科学及び講演集については、研究成果の公表を目的に、刊行後一定期間を経て、電子アーカイブによる無料一般公開を行う。

(学術図書の刊行)

第14条 学術図書の刊行については、学会誌の例に準じて、その都度理事会に諮って行う。

(著作権)

第15条 本会の刊行物への掲載が受理された記事、論文等の著作権は、本会単独であるいは本会の定める出版社と共同で、本会に帰属するものとする。

2 著者に許容される権利については、委員会等が刊行物ごとに理事会に諮って別に定める。

(内規)

第16条 委員会は、本規則の定めのほか、その運営について、それぞれ別に定めることができる。

(規則の変更)

第17条 この規則は、理事会及び総会の決議を経て変更できるものとする。

附 則

1. この規則は、平成23年6月15日から施行する。

2. この規則は、令和元年5月28日から施行する。